

## 上士幌町子育て住宅建設助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上士幌町内で子育てを行うための住宅を新築又は購入する者に対して助成金及び奨励金（以下「助成金等」という。）を交付することにより、町内での子育ての支援を図り、少子化対策及び定住人口の増加並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 助成金等の交付申請の日において中学生以下の子供が同居する世帯をいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は建物の一部をいい、専用の風呂、便所、台所、及び居室を有するもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (3) 建売住宅 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業免許を有する者が販売する住宅であり、まだ人の居住の用に供していないもの（建設工事完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (4) 中古住宅 住宅及び住宅に付随する土地で、前所有者から売買により購入したものをいう。
- (5) 住宅等 前3号に掲げるものをいう。
- (6) 取得 住宅を新築すること、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入することをいう。
- (7) 町内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするもので、法人にあっては本店を町内に有し、個人にあっては町内に主たる事業所を有するものをいう。

2 この要綱に関して用いる面積の算定方法は、特別の定めがある場合を除き、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号から第4号に定めるものとする。

### (助成等対象者)

第3条 助成等の対象となる者（以下、「助成等対象者」という。）は、次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 上士幌町内に定住を目的に住宅等を取得する個人であること。
- (2) 助成金等の交付申請の日において、中学生以下の子を養育し、かつ同居している者であること。
- (3) 助成金等の交付申請の日において、住宅等の所有権保存登記が完了し、その所有権を有する者であること。
- (4) 助成金等の交付申請の日において、助成の対象となる住宅等に居住する世帯全員（以下、「対象住宅世帯員」という。）の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載された住所をいう。）が、住宅等の所在地と同一であり、生活の実態があると認められること。
- (5) 過去にこの要綱及び上士幌町子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付要綱（以下「旧要綱」という。）による助成金等の交付を受けていない者であること。
- (6) 住宅等を新築する場合、上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業による奨励金の交付を受けない者であること。
- (7) 町税等を滞納していない者であること。
- (8) 対象住宅世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (9) 対象住宅世帯員が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する法力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

#### （助成等対象住宅）

第4条 助成等の対象となる住宅等（以下、「助成等対象住宅」という。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の他、建築基準関係規定に適合するものであること。
- (2) 延べ面積が78.7平方メートル以上のものであること。
- (3) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が施工するものであること。
- (4) 公共事業等に伴う移転補償費の交付を受けるものでないこと。
- (5) 助成等対象者と、助成等対象者の2親等以内の親族、又は助成等対象者以外の対象住宅世帯員の売買契約による住宅等でないこと。
- (6) 賃貸住宅（住宅等のうち、賃貸人と賃借人の間で賃貸借契約を締結したものをいう。）でないこと。
- (7) 中古住宅である場合は、昭和57年以降の建設であること。

#### （助成金等の額）

第5条 助成金等の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 子育て世帯が、住宅を新築又は建売住宅を購入し入居した場合は、助成等対象者と同居する中学生以下の子一人につき100万円とする。
- (2) 子育て世帯が、中古住宅を購入し入居した場合は、助成等対象者と同居する中学生以下の子一人につき50万円とする。ただし、当該中古住宅の購入額の3分の1(1万円未満切り捨て)を限度とする。

2 前項第1号の場合において、町内業者による新築又は町内業者によって施工された建売住宅を町内に本店を有する法人又は町内に主たる事業所を有する個人から購入する場合は、同号の合計額に50万円を加算する。

(事業計画の承認申請)

第6条 助成金等の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、交付の申請に当たり、予め上士幌町子育て住宅建設助成事業計画承認申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 建設工事請負契約書の写し(建売住宅又は中古住宅の場合は、売買契約書案又は売買に係る見積書の写し)
- (2) 設計図面(位置図、配置図、各階平面図、及び求積図)
- (3) 申請者の町税等に関する情報の開示に係る同意書(町外からの転入者については、転入前の市町村が発行する市町村税等の滞納がないことを証明する書類)
- (4) 世帯調書(第1号様式別紙)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(事業計画の承認)

第7条 町長は、事業計画の承認申請があったときは、その内容を審査し、申請を承認することを決定したときは、上士幌町子育て住宅建設助成事業計画承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、事業計画を承認しないことを決定した時は、上士幌町子育て住宅建設助成事業計画不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 申請者は、事業計画の内容を変更又は中止しようとするときは、上士幌町子育て住宅建設助成事業計画変更等承認申請書(第4号様式)に町長が必要と認める書類を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認すると

きは、上士幌町子育て住宅建設助成事業計画変更等承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成事業の着手）

第9条 助成事業の着手の時期は、事業計画の承認のあった日以降であり、かつ当該承認の日から90日以内でなければならない。ただし、町長が事業の性格上やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（助成金等の交付申請）

第10条 申請者は、助成等対象住宅の取得後かつ入居完了の日以降に、上士幌町子育て住宅建設助成金等交付申請書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。ただし、当該交付申請の期限は、助成対象住宅の表題登記完了後1年以内とする。

- （1）対象住宅世帯員が記載された住民票の写し
- （2）助成等対象住宅及び当該住宅が所在する土地の登記事項証明書の写し
- （3）助成等対象住宅の取得費用の支払いを証明できる書類の写し
- （4）助成等対象住宅の完成写真（外観及び内観）
- （5）検査済証の写し（建築確認が不要な住宅等にあつては、工事届の写し）
- （6）その他町長が必要と認める書類

（助成金等の交付決定）

第11条 町長は、助成金等の交付申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業の成果が承認を受けた事業計画の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該申請のあつた日の属する年度における予算の範囲内で、助成金等の交付を決定し、併せて助成金等の額を決定するものとする。

2 町長は、助成金等の交付及び額を決定したときは、上士幌町子育て住宅建設助成金等交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

4 町長は、助成金等を交付しないことを決定したときは、上士幌町子育て住宅建設助成金等不交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金等の交付方法）

第12条 前条第1項で決定した助成金等の交付は、算定合計額の9割以内（1万円未満切り捨て）の額を助成金として口座振込とし、残りの額を奨励金としてかみしほろバーンスタンプ協同組合が発行する商品券で交付する。

(助成金等の交付決定の取消し)

第14条 町長は、助成金等の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金等の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金等を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (2) 助成金等の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金等の交付を受けた日から3年以内に、助成等対象住宅を退去又は他の者に譲渡、もしくは貸与したとき。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による取り消しを決定したときは、上士幌町子育て住宅建設助成金等交付決定取消通知書（第9号様式）により、取り消しの対象になる者に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第15条 町長は、助成金等交付決定の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて取り消しの対象となった者に助成金等の返還を命ずることができる。

(報告等)

第16条 町長は、申請者又は交付決定者に報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の報告又は調査を求められたときは、協力しなければならない。

3 第1項の権限の行使は、必要な限度を超えて不当なものではあってはならない。

(準用)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号）の規定を準用するものとする。

2 申請者又は交付決定者は、助成等対象住宅の取得にあたり、上士幌町脱炭素住宅建設助成事業又は上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業の助成金等の交付を受けようとするときは、第6条各号及び第9条各号に掲げる書類のうち、当該各事業の申請等に添付すべき書類として重複するものにあつては、これを兼ねることができるものとする。

(委任)

第18条 この要綱及び上士幌町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 令和5年3月31日までに建設に着手した住宅については、旧要綱の規定の例によるものとする。ただし、旧要綱第7条に規定する交付申請は令和6年3月15日までにを行うものとする。